

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示
事項の変更の届出（2件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地
域振興課】 2
- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局松本清張記念館事務局】 4

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 5
- 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】 6

北九州市告示第 287 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 30 年 6 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

上の原自治区会第 7 町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	溝口 進	北九州市八幡西区上の原一丁目 16 番 17 号
変更後	園元和生	北九州市八幡西区上の原一丁目 21 番 12 号

3 変更年月日

平成 30 年 4 月 8 日

北九州市告示第 288 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 30 年 6 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

下横代第 1 自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	小路順一	北九州市小倉南区横代南町一丁目 2 番 8 号
変更後	蒲生啓治	北九州市小倉南区横代東町五丁目 3 番 1 号

3 変更年月日

平成 29 年 4 月 1 日

北九州市告示第 289 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、松本清張研究の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 30 年 6 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社積文館書店	福岡市南区大楠二丁目 23 番 5 号	平成 30 年 6 月 1 日か ら平成 31 年 1 月 31 日まで
株式会社三省堂書店神 保町本店	東京都千代田区神田神 保町一丁目 1 番地	平成 30 年 6 月 1 日か ら平成 31 年 1 月 31 日まで
株式会社紀伊國屋書店 新宿本店	東京都新宿区新宿三丁 目 17 番 7 号	平成 30 年 6 月 1 日か ら平成 31 年 1 月 31 日まで

北九州市公告第394号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成30年6月12日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区上上津役五丁目1187番3、1188番6から1188番13まで、1189番5から1189番7まで、1190番2、1190番3、1193番3、1193番4及び1208番9	北九州市八幡西区上上津役五丁目12番7号 株式会社セイコー木材 代表取締役 光井恒郎

北九州市公告第 395 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路を指定したので建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 30 年 6 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成 30 年 6 月 12 日 第 144802 号

2 路線名

事業名	幅員 (m)	延長 (m)	起点	終点
後楽団地道路 改築事業	4.0～ 9.0	193.26	北九州市門司 区大里東一丁 目 21 番	北九州市門司 区大里東一丁 目 37 番 1